

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則11号

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

別記様式中「午後1時」を「正午」に、「午後7時」を「午後5時」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の規定は、平成31年7月1日以後における使用について適用し、同日前における使用については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)